

会議を開催したが、その席上高橋蔵相は、熱心に財政上の立場を軍部に説得した。しかしこの会議も不調に終り、この後も軍部の発言力はますます増大していった。

昭和9年の後半に入ると、経済情勢は次第に変調をきたし、高橋蔵相の積極政策の前途も楽観を許さない状況となった。7年以来順調に伸びていた輸出も、各国の日本品排斥運動に直面して伸び悩みとなった。そのため、大蔵省は財政の膨張に対する警戒的態度を強めるようになった。9年7月から高橋蔵相の後を受けた藤井眞信蔵相は、歳計収支の均衡回復を重視して増税に手をつけたが、藤井蔵相の亡き後再び登場した高橋蔵相も、公債政策の行詰りを懸念して公債漸減方針をとるに至った。

この間、軍部の要求はさらにますます強くなっていった。1935～36年以降の無条約時代に備えて、また対ソ戦略の完成を目指して、軍備の大拡充計画は、それまでもまして一層激しい予算要求となって現われた。11年度予算は大蔵省が財政の生命線を固守して、最も激しく軍部と対立した予算であった。軍部にとって、その軍備拡充計画の前に立ち塞がる大きな障害は、大蔵省の予算編成権限であり、健全財政に帰ろうとする高橋蔵相であった。

昭和11年2月26日、雪に覆われた帝都に2・26事件が勃発し、高橋蔵相は兇弾に倒れ、ここにわが国の政治、経済、社会の体制は大きく変転していくことになるのである。

## 第1章 金解禁と緊縮財政

### 第1節 金解禁論議と大蔵省の態度

大正6年9月、大蔵省令第28号により金の輸出が事実上禁止されて、わが国は金本位制を停止することになったが、第1次大戦も終了して世界各国がしたいに金本位制に復帰する意見を示しはじめると、わが国でも金解禁問題、すなわちいつ金本位制に復帰するかという問題は最大の関心事となった。この問題は大战後の日本経済にとって最も影響の大きい事柄であったから、朝野をあげて幾度か多くの議論が交された。歴代の大蔵大臣にとっては、金解禁問題の取扱いは財政経済政策の基調をなすものであったので、解禁論議が起こるたびに大蔵部内でこの問題が検討され、当局者としての見解を表明してきた。以下、この問題についての歴代大臣の示してきた見解を中心にして、金解禁に至る経緯をたどることとする。

#### 1 高橋蔵相時代

金輸出禁止後、わが国において最初に金解禁が問題となったのは、1919（大正8）年、アメリカが金輸出禁止を解いたときであった。当時それはあまり世間の問題とはならなかったが、大蔵省・日銀等当局者の間では相当の問題となった。日本はアメリカの金輸出禁止にならって禁止を実施したのであるから、そのアメリカが解禁するという事態に当面して、日本はこれにいかに対処すべきかということは、当局者にとっては当然大きな関心事であった。当時の日本の経済状態は、大战時の輸出伸長の勢いが衰え、輸入超過の形勢がようやく現われはじめてはいたが、好景気はなお続いていた。しかもアメリカの金解禁に伴う日本への金の流入は多額に上り、為替相場も100円につき52ドルないし50

ドルの高値を示していた。当時の日本は4億6,000万円の正貨準備を保有し、13億円の在外正貨を蓄積していた。それゆえ、当時の日本銀行総裁井上準之助は「経済上の立場からいえば当然金の輸出解禁をなすべきもの」（井上著『戦後における我国の経済及金融』）と判断していた。

ところが、政府は大戦直後の極東情勢を深刻に考えていた。アメリカは大戦中における日本の中国進出を阻止するため、大正7年には日・米・英・仏四国の対華新借款団の設立を提案して、対華投資に積極的に参加する態度を示し、ヴェルサイユ会議では中国の門戸開放を主張して、日本に中国の保全と独立を尊重することを強く要求していた。特にアメリカ国内には日本の満州における特殊権益を認めないとする世論も強かった。このことは日本の対外経済政策にとって重大な問題であり、アメリカが強硬な態度をとれば、中国をめぐる日米の対立は激化せざるをえないと考えられていた。それゆえ、もし事が起れば在外正貨は使えなくなると考えられ、国内正貨の確保が重視された。このような政治的見地から、金解禁に反対の態度をとったのは高橋是清蔵相であり、彼はこの機会に解禁を許さなかった。高橋蔵相はのちの追憶談（大阪銀行問題研究所編『金輸出解禁史』所載）で、この時の考え方を「日本がたとえ列国と借款団を組織するにしても、その借款団をリードする立場に立たねば駄目だ。こう考えて私はどうしてもこの際5億や6億の金は内地に備えて置かねばならぬと思った。海外に置いてある正貨は、一度事があれば全く当にはならぬ。だから内地に保有する金は極力殖やすことに努めて、出てゆくことを制すべしというので、米国の金の輸出を解禁した時にも、又その後金が続々と我国に入って来た時にも我国の金解禁は断行する気がなかった。」と述べている。

このときは政府部内でも首脳クラスの間で意見が交されただけであり、大蔵省でも大臣が確固たる非解禁の方針を堅持していたので、行政段階で解禁政策が検討されることはなかった。

次いで大正9年になると、日本経済は空前の戦後反動恐慌に見舞われた。貿易はすでに大正8年から輸入超過に転じ、その後恐慌は入超に拍車をかけた。

そのため、大正9年末以来対米為替相場は48ドル前後に下がった。金の輸出現送点は49ドル以上であったから、このような相場が続いたのは金輸出禁止の結果であり、このときから輸出禁止がわが国の経済に現実的影響を及ぼしたわけである。しかし、貿易が入超に転じたにもかかわらず、なお貿易外収入もあり、戦時中に蓄積された在外正貨の還流も多く、アメリカの解禁後巨額の金が続々流入してきた。金の流入高は大正8年3億2,700万円、9年4億0,400万円、10年1億3,800万円で、10年末には内外あわせてわが正貨は総額21億8,300万円と空前の巨額に達した。そして物価の下落にもかかわらず、銀行券の流通は収縮しなかった。こうして「豊富の正貨を保有するにもかかわらず、為替相場が逆調を呈しているのは、金輸出禁止の結果にはかならぬとして、大正10年夏ごろから解禁問題が唱えられはじめた。」「また正貨の保有高が多きにすぎることから解禁によってこれを減少するほうがむしろよろしいと考えた人」も現われたという（深井英五『通貨問題としての金解禁』）。金解禁を行なうのが常道だとする論議が、ようやく世上に現われはじめたのであった。

このころ大蔵省では、高橋蔵相も、大蔵省事務当局に対して極秘のうちに、金輸出禁止を解禁する必要があるかどうかについて調査研究を命じていた。この時期にはすでに对中国4国借款団が事実上成立し、高橋蔵相が最も憂慮していた極東の危機もかなり薄らいだと判断されていた。事務当局はこの特命調査について大臣に報告書を提出し、その結論として「アメリカはすでに金本位制に復帰した。わが国も経済が安定し国際収支の見通しが立ち次第、速やかに金の輸出禁止を解禁すべきである」と述べている（青木一男『聖山随想』）。これは高橋蔵相が事態の推移をみて、新たな心の準備をするため、大蔵部内で検討させたものであるが、それ以来国庫課ではこの問題を担当する事務官が置かれ、事務レベルでも解禁問題が検討されはじめた。

## 2 市来蔵相時代

大正11年6月、加藤友三郎内閣の出現に伴い、高橋蔵相から市来乙彦蔵相に

代わったが、このころには金解禁問題は、世上で一段とやかましく論じられるに至った。金輸出禁止は通貨の収縮を阻止し、物価騰貴の要因として存続したが、反動恐慌が政府の救済策により収まると、大正10年春以来物価は再び上昇し、物価騰貴が現実化した。そして物価調節をめぐる世論が沸騰するとともに、その調節策の一つとして、金解禁論が頭を持ち上げてきたのである。こうしたなかで、加藤内閣も物価問題には積極的態度をとり、11年8月には19項目からなる物価調節策を発表した。しかし、この中では金解禁政策が全くふれていなかったため、財界では根本手段として金解禁を主張する者、またこれを非とするもの間に論議が交され、ここに金解禁問題は、第1次大戦後の財界ではじめて論議の中心問題となった。そこで大蔵省はこれについての態度を明らかにするため、市来蔵相が11年9月7日、8日の両日にわたり、東西の有力財界人を招き懇談会を開いた。この懇談会は非公式のもので、内容は発表されなかったが、多くの人々の意見は解禁尚早論であったようである。その後9月16日に大蔵省はこの時の財界人多数の意見をいれて、次の声明書を発表した。これは大蔵省が金解禁問題に対する態度を公にした最初のものであった。

「金の輸出禁止は、元来戦時に採用せられたる変態的の措置なるを以て、成るべく速に之を解除して経済の常道に復せしむべきは論を俟たざる所なるも、今日を以て解禁を為すに適當なる時期となすや否やに就ては慎重の考慮を要するものあり。惟ふに、世界の経済状態は、今尚安定を欠き多数諸国の金に対する政策も未だ確定せず、金の国際的移動も亦未だ一般に自由に復するに至らざるのみならず、我国経済界の現状も尚十分の安定を告ぐるに至らざるを以て、解禁の結果我経済界の受くべき不利なる影響は敢て輕微ならざるべしと認む。仍て政府は、今日輸出禁止を解除するを適當ならずと思惟するも、内外の経済状態尚少しく安定し、解禁の爲め我財界に急激なる変動の生ずる虞なしと認めらるる時期到来せば速に之が実行を期せんとす。」

この声明は尚早論ではあったが、為替相場が法定平価に近づき、相場が安定する見込みがついたときには金解禁を実行するというものであった。ところが

その後対米為替相場はしだいに上昇し、大正11年の貿易も前年に比べやや好転した。翌12年には為替相場は4月になって49ドルにまで達し、6月ころまで維持された。先の大蔵省声明が示す方針からみて、貿易事情も好転し、為替相場の回復をみたこの時期をねらって、政府がいよいよ解禁を断行するのではないかとの見方が一般に広がり、一部の新聞には政府が6月上旬に解禁断行を内定したとの観測記事も掲載された。こうしてこの時期が解禁断行のチャンスとみられていたが、市来蔵相は、貿易事情は思ったほど好転しないと判断して、ついに解禁を決意するに至らなかった。

そして貿易事情も好転しないうちに、加藤首相の急逝にあい内閣は総辞職し、その後9月には関東大震災が起こったので、解禁問題は一時立消えになった。

### 3 浜口蔵相時代

大震災はわが国の経済力を破壊し、経済状態を一変させた。震災後しばらくの間は、政府は震災善後処理、震災復興等当面緊急な施策に忙殺されて、金解禁を検討する余裕をもたなかった。震災の最中に成立した山本権兵衛内閣では、金解禁に積極的態度をとってきた井上準之助が蔵相となったが、復興輸入の激増により49ドル政策は維持できなくなり、金解禁を行なえる情勢ではなかった。この内閣が4ヵ月にして退陣したのち、清浦内閣が成立し勝田主計が蔵相となった。しかしさらに輸入超過は大きくなり、対米為替相場は下落した。そこで勝田蔵相時代の施策の中心は、もっぱら為替相場の維持であった。すなわち復興資材の輸入資金を供与するために在外正貨の払下げをなし、外債を募集してこれを補充するとともに、一部を為替相場維持に用いた。それは金本位制停止のもとで、為替の維持に努めるという方針であったから、勝田蔵相も為替維持策を金解禁と関係づけて考えてはいなかったし、大蔵部内でもこの時期には金解禁に対してならん具体的施策を準備する体制にはなかった。

こうして解禁への見通しがつかないままに井上・勝田両蔵相時代は経過し、

大正13年6月、護憲三派内閣が加藤高明首相のもとに組織され、浜口蔵相時代にはいる。すでに大震災以来引き続く貿易の逆調、国内物価の暴騰によって、通貨の価値は下落し、それは対米為替相場に反映した。勝田蔵相時代の47ドル半維持策も大正13年3月には放棄されざるをえなくなり、相場の落潮が進みつつあった。浜口蔵相就任当時一時的に持ち直した相場も、短期間のうちに再び下落をはじめ、10月にはついに38ドル半の安値に陥った。こうした為替の暴落は、おのずから世上の注意を喚起するに至り、13年9月ころから為替の暴落に対する方策として三度の金解禁問題が論議されるようになった。そしてこの時の金解禁論議は、大正11年当時と比べて一段と活発であり、財界をはじめ評論家の間でも、また議会でも盛んに論議され、各種の意見が表明された。

浜口蔵相もこの問題に強い関心を持ち、担当事務官に対して幾度か解禁問題についての意見を徴し、問題点を把握していた。しかし、当面の政策には彼はきわめて慎重な態度をとった。為替暴落の際に金解禁を行なって一挙に急激な為替の高騰を招くときは、国内物価をはなはだしく圧迫し、低い為替相場のもとで取引した輸入業者に多大の損失を与え、ひいては一般事業界に大混乱を起こすことになるというのが浜口蔵相の判断であり、彼はその演説のなかで解禁即行の意図のないことを表明した。蔵相としては、財政経済全般の準備態勢を整備してのちに実行に移るべきだという考えがあったようで、その準備工作の基本は財政の緊縮と財界の整備促進におかれた。そして為替の下落に対しては、浜口蔵相時代にも相場維持のために政府保有の内外正貨の利用という方針により、正貨の現送が行なわれた。この現送は国際為替市場で金解禁に導く準備と受け取られ、円に対する思惑が作用して為替相場は騰勢を続けた。しかしこの時も大蔵省は、正貨現送の目的は対外支払いをなすにあたり為替差損を生じないようにする財政上の理由によるもので、金解禁の準備として行なったものではないとの態度を明らかにし、正貨現送も中止している。この時期にも大蔵省は、国内の各界から出される金解禁に関する見解、さらには大戦後アメリカにならって相次いで金本位に復帰しつつある世界各国の動向について注意深

く目を向けてはいたが、金解禁の実行については消極的であったといえよう。

#### 4 片岡蔵相時代

浜口蔵相が内相に移った後任には早速整爾が就任したが、早速は在任3ヵ月で病をもって去り、片岡直温が大正15年9月からその後を継いだ。

片岡蔵相は就任早々から金解禁問題に積極的に取り組む意気込みを示した。片岡蔵相は金解禁準備工作として「差しあたり緊縮政策励行の結果として得たる当時の国際貸借関係の好転を、更に強化拡大するとともに、為替相場を平価に近きところまで引上げて、之に永続性を与へねばならぬ」(片岡著『大正昭和政治史の一断面』)という考えをいっていた。大臣のこのような意欲的方针のもとで、大蔵省ではさっそく解禁の準備体制にはいった。その具体策として、まず在外資金充実のための正貨現送、懸案の東京―大阪両市の外債交渉の再開と成立、預金部所有の在外資金の買上げ、次には低金利政策、その実行のための公債非公募主義の採用、国庫剰余金の一部を公債償還資金に充当せしめる減債基金制度の改正などの措置がとられた。

片岡蔵相は大蔵省としてこのような諸施策をとらせるとともに、金解禁へふみだすについての金融当局首脳の見解を聞くため、11月17日蔵相官邸に重大会議を開いた。この会議には日銀・正金銀行の首脳と大蔵省側から大臣以下、田次官・富田理財・松本銀行両局長・津島国庫課長が出席した。議題は「正貨収支関係について」ということであったが、蔵相はその席上「解禁する方針のもとに準備をすすめたい……」と述べ、出席者の所見を求めた。そこでは、児玉正金頭取は消極的であったが、井上準之助は積極的態度を示し、準備施策として銀行の整理、新銀行の設立、さらに日銀の保証準備拡張、正貨現送の必要を説き、市来日銀総裁も台銀を含む銀行整理の方針を述べた。これに対して大蔵省側から銀行整理、新銀行設立についての当局の方針を説明した。

これによって片岡蔵相はいよいよ金解禁の決意を固め、同月27日の関西銀行大会では金解禁問題について積極的意向をもって表明した。そして

その演説は大蔵省の方針として同日正式発表された。この声明は、先に正貨の現送をもって解禁の準備とみなす説を否定した大蔵省発表の声明書とは態度を一変し、現送が明らかに金解禁準備のためである旨を公にしたものであった。

現在残されている資料によれば、この時期に理財局では金解禁に関する大蔵省令案を起案し、事務的な準備を整えている。新聞には前からいろいろな観測記事が載ることがあったが、実際に大蔵省が事務的な準備をしたのはこの時が初めてである。同時に現送すべき正貨の範囲も拡張している。これまでの現送正貨はもっぱら「政府保有のものに係り日本銀行の正貨準備に関係なきもの」であったのを、新たに「日本銀行保有の内地正貨の現送をも併せ行う」ことを明らかにした。これが行なわれれば当然部分的解禁と認むべきものであったが、結局片岡蔵相時代には日本銀行保有の正貨現送は行なわれなかった。

片岡蔵相はまた「過去十年、金本位制の軌道を逸脱せる我財界を、正常に復さしむる根本的意味をもつ」財界再建の基礎工作は、「金融制度の改善および金融機能の整調」にあると考えていた。前述の金融当局首脳の見解についても、正貨現送論は技術論であり、銀行の整理の必要は根本論であると述べている（片岡前掲書）。蔵相のこうした構想のもとで、金融制度の改善が焦眉の急を要する問題として取り上げられることになった。すなわち、大蔵省内には浜口蔵相時代に大蔵次官を会長とする金融制度調査準備委員会が設けられ、行政段階で金融制度の整備改善について準備調査が行なわれていたのであるが、これが片岡蔵相のもとで大臣を会長とする金融制度調査会に発展し、金解禁への基礎工作の一つに位置づけられ、重視されたのである。この調査会の答申に基づいて新「銀行法」が制定され、大蔵省が銀行検査を行なうようになったことは前期で述べたとおりである。

次に震災手形処理の問題も金融機関を整備する目的で、片岡蔵相により取り上げられ、大蔵省は震災手形損失補償、同善後処理の両法案を準備した。しかしこの法案の審議の最中に金融恐慌が起り、金解禁への意図はこの恐慌によって完全にくじかれてしまったわけである。

## 5 三土蔵相時代

若槻内閣が退陣したあと、昭和2年4月20日田中義一内閣が成立し、高橋是清が大蔵大臣に就任した。この内閣の成立した時は、金融恐慌の最も深刻な時であったから、金解禁問題は当面の政策からはずされてしまった。高橋蔵相は就任後しばしば「財界の事態かくなりし以上、当分金解禁の望みはない」と公言した。大蔵省の金融行政部局においても、金融恐慌に対する応急措置に忙殺され、金解禁の準備を一步進める余裕をもたなかった。こうして片岡蔵相時代に続けられていた正貨現送も中止された。このため、恐慌後為替相場は下落に転じたが、相場維持のために人為策を講ずることを排し、自然に経済の回復成長を待つというのが高橋蔵相の考え方の基調であった。

恐慌対策が一段落するとともに、高橋蔵相は辞任し、三土忠造がこれに代わった。三土蔵相は高橋蔵相の方針をそのまま引き継ぎ、金解禁についても慎重な態度をとった。当時大臣の秘書官であった青木一男は、三土蔵相の考えについて次のように述べている。「できることなら早く解禁して日本経済を常道に戻したいという考えは初めから持っておられたけれども、同時に解禁の影響を考えて、万一失敗したならば大変なことになるから十分の準備工作が必要であることも心得ておられた。三土さんがこの問題の本質を十分理解しつつも、その実現に向かって積極的な足跡を残さなかった一番おもな理由は、政友会内閣を緊縮政策に転換させることの至難であることを知っておられたためであると思う。換言すれば解禁可能の客観情勢が自然に到来したならばこれを決行しよう。しかしそういう情勢をつくるために党の政策を動かすことは不可能だというのが三土さんのほんとうの心境であったようである。」（青木前掲書）。

三土蔵相就任当初は、恐慌の突発によって無数の銀行が破綻し、商社は倒産し、その対策として巨額の救済資金が日銀から貸し出され、日銀は全く通貨調節の機能を喪失していたから「金解禁可能の客観情勢」では全然なかったわけである。そのうえ、積極財政政策支持の政友会内閣が政権をとったから、世上

では解禁に対する期待を捨てた形となり、解禁論も姿を消した。

ところが、昭和3年にはいると再び金解禁問題が財界で論議されるに至った。その論議は、これまで解禁を積極的に要求しなかった産業界からも起こり、特に恐慌を契機として資金が集中し、遊資の運用に苦しんでいた大銀行筋を中心にして、財界一般に解禁への要求がしだいに高まる形勢となってきた。これに対して大蔵省も日銀も、ともに特別融通による日銀の金融統制力の喪失という点から、時期尚早という見解を表明していたのである。三土蔵相はこのような見解を、政府の方針として公式の演説の中で説いていた。しかし大蔵部内でも日銀当局内でも、事務段階では、財界の整理も進み、日銀の機能も回復してきたとの判断がなされていた。この事態は外部には大蔵省及び日銀の金解禁に対する態度が従来の時期尚早論よりも、即行論の方向に一步進んだものと受け取られ、8月21日付の東京朝日新聞には「金解禁に対する日銀当局の観方変る」と題する注目すべき記事が掲載された。三土蔵相も同月24日の記者会見では、金解禁を実行する前提条件たる財界の整理、国際貸借の改善、特別融通善後処理による日銀機能の回復、為替相場の回復のうち前三者は最近の状況ではほぼ整ってきたから、為替相場の回復さえあれば金解禁も実行されうると発言している。さらに9月1日の震災記念講演会でも、三土蔵相は「支那問題が解決し、為替相場が回復すればわが国も金解禁できよう」と公式に表明した。しかし、蔵相のこのような言説にもかかわらず、閣内には時期尚早論が強く、緊縮政策に反対する意向もあって、政府としてははっきりした態度をとるには至らなかった。

このような推移のうちに、昭和3年から4年にかけて、財界における金解禁論議は時とともに激しくなり、各種団体の運動も活発になった。そしてこのころには金解禁は世論のほぼ一致した要求となっていた。野党の民政党も、昭和4年1月の大会において金解禁の実現を政策の一つにかかげた。三土蔵相は依然金解禁への決断にはふみきりなかったが、新聞記者会見や演説の中には、金解禁を適当な時期が到来するなら実行したい。それにはある程度政友会の年来

の政策の実行を抑えることもやむをえないという発言もあり、政友会内で問題になったこともあった。こうして昭和4年4月ころから、世間には政府が金解禁の準備をしているという風説が伝わり、あるいは臆測が行なわれて、そのたびに公社債や株式の崩落を招き、証券市場は不安状態であった。そこで、財界ではこの市場の動揺を安定させねばならぬとして会合をもち、その結果をもって井上・郷・団の3氏が代表委員として5月30日三土蔵相に会見を求め、財界不安の原因となっている金輸出解禁に対する政府の態度を確かめた。これに対して蔵相は、金解禁はできるだけ無理のない状態で実行したい。これがため諸般の準備をしている。したがって、昨今のような財界の状況下では軽々に実行することはできない旨を答えた。これによって事実上蔵相は、非解禁声明を表明したわけである。

三土蔵相の公式の席での発言は常に慎重な態度を表明していたが、大蔵部内では解禁工作については積極的に十分考慮をめぐらし、事務当局に検討を命じていた。特に昭和4年4月ころには蔵相自身しだいに断行の意向をもっていたともいわれている。実際に蔵相は同年5月4日、当時パリで開かれていたヤング委員会に出席中の津島財務官に対して帰朝命令を発している。津島財務官はパリで、「重大事項につき打合せたし、即刻帰国せよ」という電報を受け取る とすぐ金解禁断行の準備と解し、仏・英・米の有力者、専門家の意見聴取、資料収集等の準備に着手した。なお5月16日には富田理財局長から内報として「金解禁のためクレジット設定の件も調査されたい」旨の秘電を受けた。津島財務官はいよいよ金解禁の方針が内示されたものとして、英米の中央銀行総裁その他銀行幹部とできうるかぎり広く会談し、あらゆる問題について具体的に研究を遂げ（とくに昭和6年満期の4分利外債の借換問題を含めて）、パリからロンドン、ニューヨークを経て帰国の途についた。これら専門家の意見を聞いたところでは、日本の金解禁は実力からみて新平価解禁であるべきだという意向であり、特にモルガン家は旧平価に為替をつり上げての解禁は事後の影響が大きかろう、為替の実勢、物価の地位を考慮すべきだという示唆をしたため

たメモを呈示した。

ところが、津島財務官が帰国の途中、7月2日に田中内閣は瓦解し、結局政友会内閣では金解禁は実行されなかったのである。

## 第2節 金解禁断行と井上財政

### 1 井上蔵相の登場と解禁の準備体制

昭和4年7月2日、浜口雄幸を首班とする民政党内閣が、田中政友会内閣瓦解のあとを受けて成立し、大蔵大臣には井上準之助が就任した。民政党はかねてから「金解禁の実現を期すること」を重要政策の一つに掲げていたが、浜口新内閣は全く党外の人物であった井上を蔵相に迎え、井上蔵相に金解禁問題の解決を一任した。

浜口内閣は組閣早々新内閣の施政方針として「十大政綱」を発表し、その中に財政緊縮・国債整理・金解禁の3項目をあげ、金解禁政策がその中心政策として織り込まれた。ここにおいて新内閣は、みずからの手で金解禁を実現する方針を表明したのである。



第34代大蔵大臣井上準之助

すでに第1次大戦後、欧米主要国は大正8年アメリカの金解禁を先駆として次々に金本位制に復帰し、いまや金解禁政策は「世界の潮流」となっていた。また国内においても、金融恐慌以後は各種の民間団体が次々に金解禁即行を決議し、金解禁は世論の大勢を占めていた。したがって問題は、金本位復帰の方法ないし時期をどうするかにしぼられていたといえよう。ゼノアの国際経済会議（1922年4月）は各国に対して金本位復帰を要望していたが、各国の事情に応じて平価の切下げを行ない、新平価を採用することをすすめ、仏・伊・白等の諸国はこれに従って新平価解禁

を行なった。また前述のように、津島財務官が英米の国際金融専門家の見解を打診した折にも、日本は国内経済の実勢に応じ、現時点の物価、通貨価値を基準にして新平価解禁を行なうべきだというのが彼らの意見であった。しかしながら日本の政府部内では、新平価解禁の考え方は全く問題にならなかった。歴代の蔵相も旧平価解禁という点では、政友会でも民政党でも一致していた。日本の金解禁政策は、単に円の価値を金に結びつけることではなく、解禁によって金輸出禁止以来不健全に膨張してきた経済状態を徹底的に整理改革し、国内物価を国際水準にまで引き下げて、やがては海外市場における日本商品の競争力を増大させ、これによって現状を打開しようというねらいをもっていたからである。井上蔵相は当時「金の解禁は単に為替相場の安定のみが全目的ではない。之に依って国民一般の緊縮的気分を喚起し、公私経済の面目を一新し、産業の経営を合理化し、経済の根本建直しを行はんとする理想を其の内に包蔵しているのであって、此目的達成の為には近来の平価への合理的復帰を目標として進むの外ないのである。」(井上蔵相の「改造」誌上の原稿、昭和財政史資料所収)と述べている。

井上蔵相はこうした考え方にたち、旧平価解禁を目的として出発した。蔵相は、新平価で解禁した国とは経済事情が違いうえ、為替相場が旧平価より1割2分程度下落している当時の状態ならば、緊縮政策によって十分旧平価解禁を達成できると判断したのである。けれども蔵相は解禁即行論には反対し、前もって適正なる準備が必要であると強調した。国際的に割高な物価水準にある経済状態で、一挙に旧平価水準に為替相場が回復すれば、貿易業者及び為替銀行に不慮の損害を生ぜしめるばかりでなく、輸入増、輸出減をまねき輸入超過は増大する。その結果金の流出をまねき、金本位制の維持は困難となる。だからこれを避けるためには為替相場を漸進的に回復させなければならない。そして為替相場を人為的手段によらず天然自然に回復させる途をとらねばならない。そのための基本条件は「財政の緊縮」と「国民の消費節約」を行なって、日本経済の体質を改善することである。その結果、国内物価が国際水準にまで低下

し、必然的に国際収支の改善、為替相場の回復がもたらされるように経済界の状態を誘導したのちに、金解禁は支障なく実施できる。だから金解禁の準備として、まず「財政の緊縮」と「国民の消費節約」を行なう必要がある、というのが井上蔵相の論理であった。

そこで大蔵省は井上蔵相を迎えるや、直ちに金解禁の準備体制にはいった。蔵相は就任の翌日事務当局に、実施中の4年度予算を実行予算をもって緊縮するための調査を命じ、7月5日には4年度実行予算、5年度予算の編成方針が閣議決定され、財政の緊縮が解禁準備の第一段階として着手されることになった。これと同時に大蔵省首脳人事の更送が行なわれ、井上財政を支える新しい幹部は、河田烈次官・小川郷太郎政務次官・勝正憲参与官・藤井真信主計局長・青木得三主税局長・富田勇太郎理財局長・保倉熊三郎銀行局長(5年3月から大久保禎次局長)という陣容となった。

井上蔵相は政府みずから財政の緊縮を行なうと同時に、国民に消費の節約を促すため、財界をはじめ国民一般に協力を求めた。「金の解禁を執行するには、政府自らの行動のみにては不十分であって、戦時中に膨張した日本の経済が戦後に於て収縮した状態に対する国民自体の自覚を喚起することが非常に必要である。」(『井上準之助演説集』)。その意味から井上蔵相は予算の緊縮方針を決定すると直ちに、みずから各地を遊説して回り、金解禁を目ざす緊縮政策は一時国民の経済生活を苦しいものにするであろうが、国民が政府に協力して緊縮することが今日の難局を打開する正道であり、この苦難に堪えれば、将来は必ず真の繁栄がもたらされるであろうと説いた。さらにこの趣旨を一般に普及するため、大蔵省は「公私経済緊縮運動」を展開する計画をたてた。この運動は公私経済緊縮委員会を中心とし、地方には各道府県に地方長官を中心とした地方委員会を設け、全国の各種団体、機関に対して、金解禁の本旨、消費節約、貯蓄奨励、国産品愛用等を講演会、映画会、印刷物の配付を通じて趣旨の徹底を図るものであった。このようにして政府と国民を一体とした緊縮気分が助長されていったのである。



なお、日露戦後1905（明治38）年11月募債した第2回4分利英貨公債2,500万ポンドの未償還額2,344万ポンドの償還期限が、昭和6年1月に迫っていることも、金解禁の必要性を高めた一因であった。三土蔵相時代に英米市場を打診して帰朝した津島財務官は、4年9月18日に政府に提出した意見書で、英貨外債を借り換えるか新規起債によって償還するかについては、借換のみを行なう方がよく、借換債の発行時期は金解禁後早めの方がよいと述べている。井上蔵相もこの意見に賛成であった。金解禁期日発表後の11月27日、大阪における演説では、「来々年1月早々に2億3千万円と云ふ日本政府の公債借替があるのであります。其の問題は到底金の解禁をしてでなければ海外で応ずる途はないのであります。……金の解禁即ちその国の財政整理、斯ふ云ふ事を一緒に考えて居る諸外国としては、財政整理が出来ない国の公債は引受ける事は出来ない。」と述べている。

## 2 解禁準備のための諸施策

金解禁の準備工作のうち最も基本をなすものは、財政緊縮と消費節約であったが、これと並んで各般の準備施策がとられた。浜口内閣が組閣直後に発表した十大政綱の中には「社会政策の確立、国際貸借の改善、関税の改正」の項目が掲げられ、この方針に従って、社会政策、関税、国際貸借の3審議会が設けられたが、この審議機関の設置は、金解禁に伴う国際収支の変化、国内産業の保護、財界整理による失業者の発生に対する対策をたてるための施策であった。

次に井上蔵相が解禁準備の施策として重視したのは在外正貨の充実である。浜口内閣組閣当時、在外正貨はわずかに8,300余万円に減少し、在外正貨の減少により為替相場が低下していたから、在外正貨の充実が急務だと考えられた。在外正貨の補充は、外貨払いの国債の利払資金、対外支払いの資金を充実させる意味をもっていたが、井上蔵相は、金解禁の準備を進める場合には円貨に対して思惑投機が行なわれた過去の経験に照らして、思惑による為替相場の

急激な騰落を防ぐために在外正貨の補充を重視したのである。そこで大蔵省は貿易出超期を利用し、正金銀行に輸出ビルの買持ちを多くさせ、それを政府と日銀が買い上げて在外正貨の補充を図った。この結果、政府は4年11月までに2億円以上の在外正貨を買い取ることができ、政府及び日銀の正貨保有高は3億円を擁するに至った。

在外正貨補充策も為替の急騰抑制策と関連して着々と功を奏し、解禁の準備も整えられてきた段階となって、井上蔵相は最終の準備施策として解禁後の正貨流出防止策に着手した。その一つはクレジットの設定である。この交渉には津島財務官があたった。津島財務官は先に三土蔵相時代に内命を受けて、クレジット設定に関して英米金融界の意向を打診したところを報告するため、一時帰国していたが、解禁を間近に控えて再び英米の有力な財団との借入交渉のため、10月17日アメリカに向かった。先に非公式交渉を行なった際に先方が示唆した案は、借款は各国の中央銀行間の交渉とすること、金解禁は新平価によること、であったが、このたび財務官が示した日本側の条件は、

(1) 中央銀行間の契約によらず、日本政府と関係各国の民間銀行間の契約による。

(2) 解禁は旧平価による。

となっていた。日本が中央銀行を契約当事者としなかったのは、日銀が当事者となると特別融通その他銀行業務の内容を開示せねばならないので、日銀自体がこれを拒んだためであった。また旧平価解禁は日本政府の年来の方針であった。津島財務官はこれらの事情を逐一説明し、英米両国の金融団を納得させ、ついに11月19日、日本円に換算して約1億円のクレジット契約を英米両市場で成立させることに成功した。このクレジットの成立は、金解禁の断行にきわめて大きな支えとなった。その契約内容を『横浜正金銀行全史』によってみると次のとおりであった。

(1) ニューヨーク市場の限度2,500万ドルクレジット協定は、横浜正金銀行とJ. P. モルガン商会、クーン・ロブ商会、ナショナル・シティ銀行、フ

- ファースト・ナショナル銀行の4行との間で締結され、条件は①有効期限6カ月、ただし必要の場合6カ月延長できる、②手数料1%のほかマネージング・コミッション0.25%、6カ月延長しない場合は手数料等の25%割引、③利率はニューヨーク連銀公定歩合より1%高、最低年5%、④担保は6分半利付米貨公債及び4分利付英貨公債。借入額の120%を維持する。
- (2) ロンドン市場の限度500万ポンドクレジット協定は、横浜正金銀行とウェストミンスター銀行、香港上海銀行、ペアリング・ブラザース商会、ロスチャイルド商会、ヘンリー・シュレーダー商会、モルガン・グレンフェル商会、チャータード銀行の7行の間に締結され、その条件は①有効期限1年、②手数料は1%、③利率はイングランド銀行公定歩合より0.5%高、最低年5%、④担保はイギリスの証印ある日本政府英貨公債とし、借入額の120%を維持すること。
- (3) 先例によれば、各国銀行間の信用供与協定は、万一の場合の非常準備(Stand-by)であり、実際に資金を借り入れることはむしろ例外であると伝えられた。
- (4) 正金銀行による資金借入のための担保外貨債は、政府・日銀から提供できるよう措置されたが、正金銀行は実際に借入金を行なわない前提のもとに、正金銀行が支払った手数料は日銀に振替えられた。

もう一つの正貨流出防止策は日銀の民間預金の処分であった。金融恐慌後大銀行に資金が集中し、それは遊資となって日銀に預けられた。その預金額は当時4億円以上に達するものであったが、日銀の民間預金は無利子であるから、金解禁後においては金利高の海外市場に流出するおそれがあり、日銀の通貨統制力のうえからも大きな支障となるわけである。これについて、初め浜口首相はなんらかの形で利子を付して流出を防ごうという意見であったが、井上蔵相はこれに反対した。そこで、これに代わって大蔵省証券を発行して、これらの遊資を引き上げることに決まった。発行総額7,500万円のうち、1月28日には3,500万円を売り出して相当の成績を収めた。

なお、金解禁後、金の流出入によって通貨の発行が束縛を受け、日銀が必要な資金需要に応ずる余地が少なくなることについては、すでに大正末期ごろから大蔵省と日銀との間で問題になっており、事情により日銀の保証発行を増加して、通貨の過度の収縮を緩和することが考慮されていた。日銀としては、「一方妥当なる経済活動の為にする通貨の需要に応じ、他方金流出の持続を誘致せざるよう、両面に留意して機宜に適合する」よう通貨統制力を保持することが金解禁の重要な準備施策となったのである。

### 3 解禁の実施

浜口内閣の組閣以来、井上蔵相の手によって着々と進められてきた各般の解禁準備施策の効果は、4年後半になると歴然と現われてきた。外国貿易の趨勢はとみに好転し、上期の入超合計2億8,200万円に対し、7月～10月上旬の間には1億6,000万円の出超に転じた。この調子ならば昭和4年の入超は1億円以下になるとみられ、貿易外収支を算入すれば国際貸借は均衡する見込みが十分たてられる状態であった。このため為替相場は漸騰して、9月にはいると48ドル台に騰った。この為替相場の回復は単なる解禁見越の思惑相場と異なり、貿易の実勢を反映した健全なものであった。政府及び日銀の保有する在外正貨は、4年6月には8,300万円であったが、解禁準備として鋭意その補充に努めた結果ついに3億円を蓄積するに至ったことは前述のとおりである。一般物価もまた為替相場の回復に伴い下落の傾向を示し、卸売物価指数は6月～9月の3ヵ月間に3.3%低下した。こうして経済諸事情は井上蔵相の期待どおり好転していた。そこで財界では、この機を失することなく金解禁を断行せよ、という声が盛んに起こった。しかし、蔵相は9～10月の段階ではまだ解禁の実施に慎重であった。「一部の人々は経済界の好転が予想外に良好なるを見て金解禁の準備既に完了せりと即断し或は即時断行を主張する者あるも、之は不当の希望たるを免れない。金解禁の準備が着々進歩しつつあることは事実であるが、尚国際貸借の改善も為替相場の回復も物価の下落も共に充分なりと言ふを得な

いのであって、今後が解禁の準備として最も大切な時である」(10月18日付、井上の原稿)と述べていた。

元来、井上蔵相は即時解禁の方針をもって臨み、その時期は昭和5年1月議学会休明け前と想定し、発表と同時に実施という考えであった。ところが、民政党も10月10日には「適当な時期を捉へ速に金解禁を執行せんことを望む」との決議を出し、世間一般の金解禁に対する関心は非常な高まりをみせた。政府はもはや解禁発表を抑えきれない状況となった。折から海外ではクレジット設定の交渉が進行中であったが、10月20日津島財務官から調印終了の入電があったので、同日大蔵省は省議を開き、その結論をもって蔵相は首相を訪問し、熟議の結果、解禁実施期日を当初の予定より少し早めて昭和5年1月11日とすることに内定した。ところが、このことは早くも朝日新聞社の察知するところとなり、号外も発行されたので、同夜再び省議が開かれた。実施期変更の議も出されたが、蔵相は変更の必要なしとし、翌21日午前土方日銀総裁、児玉正金頭取を招いて了解を求め、午後の臨時閣議でこれを正式に決定した。そして解禁省令は21日付官報号外をもって公布し、声明は同日午後5時に公表されることが決められた。解禁の実施は結局短期期限付解禁という形になったわけである。法律上の手続としては、大正6年大蔵省令第28号「金貨幣及金地金ノ輸出取締ニ関スル件」を廃止するという大蔵省令をもって金解禁が断行された。この大蔵省令を公布すると同時に、浜口首相・井上蔵相及び日銀当局はそれぞれ声明を発表し、財界各団体も金本位制維持に協力する旨の声明を発表した。こうしていよいよ昭和5年1月11日から日本は12年5ヵ月ぶりで金本位制に復帰するに至ったのである。

井上蔵相は短期期限付金解禁を行なったことにつき次のように説明している。

「7月2日に為替相場が1割1分下って居ったが、貿易が段々改善せられるに従って為替相場は段々と騰貴して、11月20日には48ドル半まで上ったのである。而してその時の貿易改善の状態及び対外関係を見ると、凡そ来年の1

月10日過ぎには解禁後の推定相場である49ドル4分の1乃至49ドル8分の3迄は騰貴することは確かに算定ができる。そこで1月11日と云ふ時を定めて解禁を執行することを発表したのである。11月21日にあの発表をせずに、時の進むに従って為替相場が金解禁の相場まで騰貴したときに、何時でも金解禁を執行することも一方法と考へるが、金解禁の如きは内外の経済上から見て大問題である。然るに年末に段々近づくのであるから、年末に差迫って斯様な大問題を執行することは、さけられるならばさけるが宜しいと言ふ考へからして、短期期限付の金解禁を発表したのである。又金解禁に対しては世人一般が可なり神経過敏になって居るから、此際日を定めて之を発表して置くことと云ふことはむしろ、財界を安定せしむる上に相当の効果のあることと考へたからである。」(「金解禁前後の経済事情に就て」昭和財政史資料所収)。

解禁に伴い、解禁後は正貨の維持、為替調節は日銀の手によって行なわれるようになったため、政府所有の正貨は日銀に移されることになった。すなわち、わが国では政府みずから巨額の在外正貨を擁し、これをもって海外払いを行なうのみならず、これをもって為替調節を行なってきたが、今後は原則として政府は正貨を保有せず、その海外払いは為替送金の方法をとることになった。日銀により肩代りされる在外正貨売渡方針に関しては、大蔵当局、日銀及び正金の三者間で協議の結果、日銀から正金ならびに一般銀行にも直接に売り渡すことになり、その売渡価格はだいたいの現送点を目安としたが、その時の情勢により日銀で適当に算定したも



昭和5年1月11日発行の100円券

ので、現金払い即時売渡しを原則とし、事情によっては先物売買にも応ずるといふものである。なお5年1月11日現在で、日銀は正貨準備10億7,333万3,000円を保有していた。

なお、先述した第2回4分利英貨債の借換交渉は、金解禁後直ちに行う予定であったが、折からロンドン軍縮会議開会中であって起債交渉が軍縮会議を不利にすることを配慮し、4月10日軍縮会議妥結と同時に交渉を開始した。借換起債はロンドンの津島財務官を中心に英米の銀行団に打診し、5年5月9日、5分半利付英貨公債1,250万ポンド、5分半利付米貨公債7,100万ドル（純分計算2億6,440万余円）の発行契約が調印された。英国発行団は、ウエストミンスター銀行、香港上海銀行、横浜正金銀行、ベアリング・ブラザース商会、モルガン・グレンフェル商会、ロスチャイルド商会及びヘンリー・シュレーダー商会の7行、米国発行団は、J. P. モルガン商会、クーン・ロブ商会、ナショナル・シティ銀行、ファースト・ナショナル銀行及び横浜正金銀行の5行であった。発行条件は①利率5.5%、発行価格90%、利回り6.2%、②10年据置、35年償還（1965年5月まで）③担保約款なし。募債はロンドン市場では5月13日、ニューヨーク市場では5月12日から開始され両市場とも好成績で、募集金収入手取額は2億2,730万円、うち現金応募が1億0,240余万円で、差引1億2,480余万円、50%以上が代用証券によるものであった。

### 第3節 緊縮財政下の予算編成

井上蔵相は財政の緊縮と国民消費の節約をもって、第1次大戦以降不健全に膨張した日本経済を金本位制のうえに建て直すための基本政策とした。就任早々金解禁の準備対策として実施中の昭和4年度予算を実行予算をもって圧縮し、5年度予算編成の緊縮方針を決定した。こうして井上蔵相の緊縮政策はさっそく具体化された。この緊縮政策は一時的には摩擦があっても、窮極的には物価を引き下げることによって産業の合理化が行なわれ、国際競争力の強化により輸出は増加し、景気は回復し、国際収支の均衡も達成できることを意図していた。しかし、昭和4年10月ニューヨーク株式市場の暴落に端を発した世界恐慌は日本にも波及し、緊縮政策に深刻な影響を与えることになった。国内物価は予想以上に暴落し、生産も貿易も萎縮した。国民所得が減少した結果、租税収入も激減するばかりとなった。こうした情勢に対処して、井上蔵相の立場は、始終緊縮政策等による健全財政主義を貫くにあった。

そこでこの時期の予算は毎年難航した。租税収入は見積りを下回り、国庫剰余金も食いつぶし、予算は途中で修正されなくては実行できない状態であった。公債の発行は抑制され、増税もできないため、予算編成はもっぱら各省経費の削減に重点がおかれた。「借金なき予算」を貫こうとする井上財政の健全財政主義の理念と、世界恐慌の波動を受けて深刻な不況に突入した日本経済の現実とのゆきちがいは、予算編成の場に最も鋭く現われることになる。以下、緊縮財政下において予算編成をめぐる生じた諸問題を取り上げよう。

#### 1 昭和4年度実行予算の編成と予算審議権論争

井上蔵相は金解禁の事前準備の第一着手として、昭和4年度予算を実行予算をもって再編成し、これを極力縮減する方針をたてた。昭和4年度予算は田中内閣の時に編成され、すでに実施過程にはいっていたが、井上蔵相は就任の翌

日（7月3日）に早くも主計局に対して昭和4年度実行予算編成調査を命じ、次いで5日には閣議で昭和4年度実行予算及び5年度予算の編成方針が決定された。そして昭和4年度実行予算については、予算に計上されていてまだ実行されていない新規事業は実行予算編成まで見合わせる事、公債により支弁する事業は一般会計、特別会計ともに中止または繰延べを行なって、公債発行を減額することが決められた。この閣議決定に基づき大蔵省は、さっそく実行予算の査定を始め、15日には省議で実行予算を審議する運びとなり、27日には大蔵省は昭和4年度一般会計実行予算総額を決定、これを発表した。閣議が実行予算16億8,231万円を決定したのは29日であった。特別会計のほうも8月8日の省議で節約額が決定された。

新たに決定された実行予算は、一般会計では当初予算歳出総額17億7,356万余円から節減と繰延べにより9,165万余円を節約して16億8,106万余円、特別会計では純節約額は5,714万余円、実行予算節約額の合計は1億4,800万余円に上った。また公債新規発行額もあわせて5,900万余円を減じて1億3,800万円に改められた。

こうして約1カ月の間に当初予算の1割近くの額が、行政部内だけの権限で節減されたのであるが、この処置について議会とりわけ政友会の議員から臨時議事を召集すべきだとの批判が起こった。政府は清瀬一郎衆議院副議長からの要請で、9月11日各派代表議員を首相官邸に招き、実行予算編成の趣旨を説明したが、これに対して議員側は手きびしい質問をあげた。政友会の主張は、すでに議会が承認した予算に対し、政府の専断をもって大規模な編成替えをなし、財政計画を根本的に変更するような実行予算を作ること、議会の予算審議権を無視するもので違憲だという点にある。この問題は憲法上の問題でもあるところから、政界のみならず、学界でも議論の対象となった。

いったん議会が承認し、成立した予算に対し、政府が議会の承認なしに減額修正することは憲法違反ではないかという点につき、大蔵省は次のような解釈をとり、これを政府側の見解として発表している。当時の河田烈次官以下事務

当局においてまとめられた見解を要約すれば、政府の予算提出権はその限度を許与されたものでこれを超過することはできないが、その全部を支出してしまう義務はなく、その範囲内において予算を緊縮するのは従来の例（関東大震災の時）もあるのでなんら差し支えない、実行予算の編成は政治論として不穏当というのなら筋が通るが、法律上からいえば、政府が更迭し、その主張が前政府と全く異なる場合は前政府の主張する政策を改めるのは当然で、この場合予算の範囲内で実行予算を編成するのは違憲ではない。さらに議会を開いて実行予算に相当する予算を提出し、必要ならば議事を解散し新議事に予算を提出することも考えられるが、そういう手続は無用の費用と日時を要するうえに、当該年度予算が成立しているのに、これを減額する意味の予算を再提出するほうがかえって法律上疑義がある。むしろ成立予算の範囲内で実行予算を編成して政府の所信を実行するほうが適当であり、あえて不法ではないというものであった。

これに関連して予算の法律的政治的性格が当時の学界でも改めて論議されるようになった。美濃部達吉博士は「単純なる法律論としては、政府の主張の正当なるを信ずるものであるが、併し、それだけをもっては政府の処置の政治上に適當なることを説明し得るものではなく、政治問題としては政友会の主張の無理ならざることを信ずるものである」（『実行予算と議会の権限』法学協会雑誌、昭和4年11月）と論じ、蠟山政道教授はその著書で、予算が「実質上政府の事業計画に対する承認—むしろ裏書き—」であり、「従ってそれは暗黙には事業の必要を認むることの意思表示を包含するもの」（『日本政治動向論』）としての意味をもってきたことを指摘している。これらの論議に対して、大蔵省は実行予算の編成つまり政府の減額修正の正当性を、もっぱら憲法上における政府の権限という法律論から説明したわけである。

## 2 昭和5年度予算と歳入の激減

昭和5年度予算の編成方針は、昭和4年度実行予算の編成方針と同時に浜口

内閣成立直後の7月5日に決定された。それは非募債主義（一般会計の起債はいっさい認めず、特別会計の起債は発行予定額の半額以下とする）と経費の節減（新規事業を認めず、既定経費も極力節減する）を建前とする徹底した緊縮方針であり、前内閣の財政計画を根本的に変更する緊縮財政政策の第一弾であった。

大蔵省は昭和4年度実行予算の編成が終わると直ちに5年度予算編成にとりかかったが、当初から5年度税収は緊縮政策の影響で減収するものと予想された。そこで編成の重点はもっぱら既定経費の整理節約におかれ、まず整理節約額を決定し、次いで新規要求を査定するという順序がとられた。こうして11月9日閣議で決定された5年度一般会計概算は16億0,800余万円（計数整理により議会提出の予算案は16億0,200余万円）であって、これは昭和4年度実行予算に比し7,200余万円の減少となり、同年度当初予算に比すれば1億6,400余万円の減、1割以上の大緊縮であった。一般会計において公債を発行しない予算を編成したのは、明治40年以来のこととなった。この予算は第57議会が解散されたため不成立となり、前年度予算が施行されることになったので、大蔵省は翌5年1月から再び5年度実行予算の編成に着手した。しかし、日本経済の不況はすでに一段と進み、実行予算編成の段階ではさらに物価の下落等による税収の減少を見積らなければならなくなった。そして収支不足分は国庫剰余金で補われた。

井上蔵相は5年4月に召集された特別議会において、この緊縮予算は「財界を建直すには巴むを得ない処置であり、又これが唯一の方策である」と説き、「今日は世界的不況並びに吾々の緊縮政策の結果、一般に需要が減退している。この需要の減退に応じて生産を調節することが、今日の経済界の唯一の任務であるように考える」と緊縮政策の意義を強調した。しかし、この緊縮政策の舞台裏では事態はさらに悪化していた。昭和4年度歳入実績は予算見積額を下回り、せつかくの実行予算による経費節約の効果も減少し、収支相償わないという事態が生じ、そのうえ不況による国民所得の減少は、実施中の昭和5年度予

算についてもさらに租税の減収を見込まざるをえなくなったからである。これまで余裕のあった国庫剰余金は急速に減少し、税収も減退するという事態に対処して、大蔵省は再度経費節約を検討せざるをえなかった。そこで内閣は特別議会後間もなく、昭和5年度実行予算に修正を加え節約を強行することを決定した。そして「行政の経済化」が行なわれることになったのである。大蔵省は物件費、工事費、旅費手当等に対して1割2分ないし3分の天引削減による総額8,100余万円の節約案を決定し、これを各省に内示した。この節約案について各省はおおむね了解したが、最も節約額の多い陸海軍省は容易に受け入れなかった。海軍は3,000万円以上の節約に対し650万円以上の節約には応じえないとして反対し、陸軍もまた不服を唱えた。そして予算節約をめぐる陸海軍省との折衝は1カ月以上にも及んだ。この紛糾に世間の批判も出てきたので、蔵相と陸海相との間に政治折衝が行なわれ、ようやく妥協案が成立した。その結果8,000万円の節約案を2,000万円減じ、6,000万円の節約となった。

だが、このような節約にもかかわらず、歳入見込みは月を追って減少し、大蔵省は予算実施過程で再三各省に対し節約を要望し、既定経費の節約に努めた。そして11月28日には年度末賞与の削減、委員会手当の減額、昇給・出張の抑制、物品購入の節約等の励行が閣議決定されるに至った。

政府の歳入見積りが過大で、歳入欠陥が生じたことについては議会でもしばしば取り上げられ、政友会をはじめ野党各派は政府に対しこの点を鋭く追及した。とりわけ昭和6年初頭に開かれた第59議会では、緊縮政策下の財政経済の諸問題について論議が集中し、議会史上まれにみる白熱した内容の質疑応答が展開されたが、ここでも5年度予算の歳入欠陥は論議の大きな焦点となった。政友会の三土忠造は「井上蔵相は銀行の窓口から窺っているようなもので大局の見通しがつかない。政府は歳入欠陥の埋め合せをどうする積りか、昭和5年度の予算は公債で募集するか、或は借入金を以てするに非ざれば遣繰りのつかぬことはあきらかである」と指摘し、大口喜六は「第58議会において井上蔵相は、5年度の歳入予算は欠陥なしと答えているが、事実は昨年中に8,000万円

の歳入欠陥を生じた。これに対し蔵相は責任をとるや否や」と迫った。こうした質問に対し、井上蔵相は「私は歳入欠陥はないと考える。故にもし歳入に欠陥が生じた場合どうするかという点には答える必要がない」とこれに応戦した。けれども議会終了後から4カ月にして、早くも歳入欠陥の生ずることが明らかになった。大蔵省は昭和5年度末の歳出、歳入見積りを集計していたが、決算において約5,000万円近くの歳入不足が生ずることを確認した。そこで井上蔵相は震災善後公債を発行してこの歳入欠陥を補填することを決心し、閣議の了承を得た。一般会計の非募債主義を高くかかげた5年度予算も、その最後の段階で最初の建前をくずすことになったのである。

### 3 昭和6年度予算の編成と執行

昭和5年度予算の実施中にも歳入の減少がますます深刻になり、しかも不況回復の見通しもたない状況のなかで開始された昭和6年度予算編成は、初めからいっそうの編成難に直面した。不況に伴う歳入減少は5年度以上になる見通しで、4年度決算剰余金は皆無であり、期待できない。民政党政府は依然として非募債、公債減少方針で臨んでいるので、公債に依存することはできない。そこで編成の方針は新規事業を認めないことはもちろん、各省既定経費の節約によって、予想される財源不足をまかなう方向に進む以外に手はなかった。大蔵省はまず6年度予算の歳入見積りについて、特に慎重な態度で臨んだ。従来は過去3年間の平均計数をもって見積りの基礎としたのを改め、昭和5年8月までの過去1カ年の実績を基礎とし、租税収入については同年9月の実績をも調査し、見積りの正確を期した。

昭和5年7月18日の閣議に提出された昭和6年度予算編成方針は、この歳入見積額を前提としてたてられた。その見積概計によれば、6年度は5年度に比して約1億円の減収で、煙草元売捌国営による従来の元売捌人の売払代延納金の徴収により約3,000万円の一時収入を見込んで、なお7,000万円の歳入減をきたす。一方、歳出では経費の当然増及びこれに準ずる増加を考えると、新規

事業費をいっさい計上しなくても、8~9,000万円の財源不足を覚悟しなければならない。剰余金も期待できないとすれば、既定経費の節約のほかに途がないというものであった。そして、大蔵省は編成方針の中で既定経費が十分節減できない場合には、「已むを得ず増税か公債か減債基金繰入中止か非常手段を講ずるの外なかるべし」と「空前の難局に直面」していることを訴えた。

7月の編成方針決定後も大蔵省は引き続き概算を審議したが、7月末には早くも減収は1億2~3,000万円に上ると見込まれたため、各省要求額の査定段階で、物件費、継続費、機密費の削減、人件費の1割天引等次々に節約方針を決定した。このため大蔵省の査定はさらに厳格なものになり、各省との予算折衝は難航した。とりわけ海軍予算については、ロンドン条約締結に伴う減税計画(第4節に詳述)及び海軍兵力補充計画が6年度予算に組み入れられることになったが、補充計画に関する要求額に対する査定に海軍省は承服せず、結局政治折衝に持ち込まれてようやく妥協をみた。軍部予算の査定が事務局間の折衝で解決されず、政治折衝に持ち込まれるという傾向はこの時以降ますます大きくなるが、それは予算膨張の大きな要因となった。

こうして11月11日の閣議で決定された6年度歳出概算額は一般会計14億4,800余万円であった。しかし、この中には失業救済事業費を含んでいなかった。大蔵省はこの追加経費を經常収入でまかなうことはできないと判断し、その財源として道路公債を発行することを決定した。結局6年度総予算は追加予算を加えて歳入14億8,900余万円、歳出14億8,800余万円、5年度実行予算より1億2,100余万円の減少となり、一般会計で2,200万円、特別会計を合わせると3,550万円の公債が失業救済事業の財源として計上されている。政府原案が第59議会で審議されたとき、政友会の三土忠造は「政府の非募債主義の破綻は政治道徳の破綻」だと蔵相を攻撃したが、井上蔵相は「公債を発行したのは、失業救済に限ったもので、非募債主義の破綻ではない」と苦しい答弁をしなければならなかった。

前年度に比べて1億2,000万円の經常収入減少を見積ったにもかかわらず、

6年度予算の実施は思うようにいかなかった。不況の進行につれて6年度収入はさらに減少が予想され、大蔵省は年度開始早々調査を始めたが、5月中旬にすでに減収見込額は6,000万円に達していた。大蔵省は省議で再三歳出節約案あるいは行財政整理案を決定し、閣議に提出した。内閣には収入減少に対処するため行政、財政及び税制に関する準備委員会が作られ、そこでは官吏の減棒が検討され、6月1日から政府は減棒を実施した。こうした経費節約と減棒でも当初の歳入減収予想額を埋められなかったのに、減収見込みはさらに増加した。そのうえ9月18日には満州事変が勃発し、軍事費の膨張は必至の情勢がকাশい出された。こうして、財源の不足は公債発行か国債償還の一部停止かによりまかなうほかはないことになった。結局、年度末には減債基金繰入れ中止4,400万円、震災善後公債1,100余万円及び電信電話事業公債約900万円、合計6,400万円により一般会計の収入不足が補われねばならなかった。また6年度における新規発行公債が満州事変公債7,700余万円を含めて一般会計だけで1億2,000余万円、一般会計、特別会計を合わせると1億8,900余万円に達し、非募債、公債総額縮小の方針も挫折する結果になった。

#### 4 行財政・税制整理と昭和7年度予算の編成

6年度予算を決定する予算閣議が終わって3日経った昭和5年11月14日、浜口首相が東京駅頭で、ロンドン条約に反対する右翼の青年に重傷を負わされるという事件が起こった。翌6年3月には3月事件と呼ばれる軍部のクーデター事件が発覚して世間を騒がせた。大不況を契機にして、右翼や軍部は急速に政治勢力として力をもつようになり、政府の態度を軟弱だとして激しく非難しはじめたのである。3月事件が起こった翌月には浜口首相の容態は悪化し、民政党内閣の首班は若槻礼次郎に代わった。こうして7年度予算は、政治的にも経済的にも多難な情勢を背景に編成されはじめたのである。

しかし、井上蔵相の緊縮政策は依然として変わらなかった。緊縮方針を貫くために7年度予算の編成は例年の慣例とは異なった方式がとられた。通常の年

には翌年度予算編成方針は6月末ごろの閣議でその大綱が決定され、各省はこれに基づいて概算を作成して大蔵省に提出し、そこで大蔵省と各省との間に事務段階での予算折衝が開始されるのが慣例である。しかし井上蔵相は7年度予算については編成方針を最初に閣議にかける順序をとらず、行政財政整理準備委員会で一般的な行財政の整理が検討され、そこでの結論と大蔵省事務当局の査定した節約案とを基礎にして大蔵省みずから各省の概算を作製した。その間、各省がみずから概算を編成することは許されず、各省は大蔵省の概算をまわって、それを基準にすえなければならぬことになった。予算編成に非常体制がとられたわけである（青木得三『井上準之助伝』）。

まず若槻内閣は組閣早々、行政財政税制に関する調査会を組織することを決定した。歳入欠陥に対応する財源を捻出することが非常に困難になり、いまやどうしても既定経費の削減よりほかに方法がない。そこで行財政組織の根本的改革を断行し、さらに最も難問である官吏の減棒、軍制改革にまで手をつけようというのがその目的であった。6年4月に設けられた準備委員会でまず行財政整理の準備調査が行なわれ、その整理案は臨時行政財政審議会に持ち込まれて審議に付された。行政整理については、官吏の減棒、省局課の廃合、恩給法の改正が取り上げられた。井上蔵相は行政整理の徹底を期するため、大幅な整理案を主張したが、どの事項についても各方面から反対が起こり、結局所期の整理は実行できないことになった。その経過を簡単にふれておこう。

まず官吏の減棒は井上蔵相のかねてからの発案であった。昭和4年秋大蔵事務当局に減棒案の作成を命じ、主計局は直ちに具体案を作った。しかし、これが発表されるや、世間の非難は予想以上に強く、特に司法省・鉄道省の反対は激しく燃え上がった。そのため浜口内閣はいったんこれを撤回したのであるが、6年に至って再び行政整理準備委員会に前回より軽度の減棒案が提出された。この時もやはり各省官吏に異常な反響を及ぼした。ついには鉄道職員の一斉辞表提出という事態にまで発展した。そこで政府はさらに原案を緩和し、月給100円以上減棒、減棒率最高2割、最低3分という線で各省の了解を得た。



この減棒が6月1日から実施されたことは前述のとおりである。

省局課の廃合も、最初の整理案は拓務省の内閣への吸収、農林・商工省の合併、樺太庁特別会計の廃止等大幅なものであったが、これも各方面からの反対にあい、結局拓務省の廃止だけが決められた（これも犬養内閣になってからとりやめになっている）。恩給法改正についても軍部の強硬な反対があり、原案は修正緩和されることになった。

他方財政整理については、7年度予算の編成に際して経費をいかに節減するかを当局の目的にして検討が行なわれた。大蔵省は最初から行財政整理により約1億円の財源を捻出する方針をたて、準備委員会は大蔵省と協力して前年度予算をさらに緊縮した。そして新規要求を含まない新年度概算額13億3,200余万円を決定した。10月1日になってようやく大蔵省はこの概算額を各省に内示したが、その際、「若し已むを得ず新規要求を為す場合には自省の節約額を一

層増加して財源を自ら調達し、予算総額は大蔵省案の範囲に止められたし」との文書を付して強硬な態度を表明した。閣議もまた財政整理委員会の提出した総額1億2,000万円、純額1億円に上る財政整理案を了解し、これを閣議決定した。大蔵原案はこの閣議決定で上からも裏打ちされた形となったわけで、これを基礎に各省との予算折衝が始められた。ところがそれでも各省の要求は猛烈で、とうてい原案の枠内に抑えることはできなくなり、結局財政整理による節減額は7,500余万円に縮まった。こうして、最終的に閣議で決定された歳出概算は14億7,900余万円、6年度予算に比べてわずか900万円しか緊縮できないことになった。

これにより、前から大蔵省ではたとえ行財政整理により1億円の財源を捻出したとしても、とうてい歳計収入の均衡は期待できず、9,000万円以上の不足が生じることが予想されていた。この財源不足を何によって補填するかが大きな問題として残されていたのである。事務当局としてはもはや公債または増税によらなければこの補填はできないと考えざるをえなかった。しかし、井上蔵相の考えは堅く、当局の具申をしりぞけ、あくまで行財政整理で打開策をたてるよう命じた。蔵相としては井上財政の基調をくずすような措置はどうしても避けたかったに違いない。ところが歳出を抑えきれないことが判明し、蔵相もその方針を変えざるをえなくなった。11月に至り蔵相はついに増税案の作成を命じた。同時に歳入補填公債の発行にも踏み切った。このとき、大蔵省の歳入不足見積りは、既定の失業救済事業公債4,100万円の発行を差引いても、なお1億3,000万円にのぼった。これを一応、電話事業公債及び震災善後公債で1,500万円、増税によって4,000万円を補填するほか、歳入補填公債6,500万円の発行でまかなうこととし、12月の閣議で決定した。

こうして7年度予算は赤字公債と増税によらねばならぬことになった。赤字の克服を歳出の節約によって行なおうとした井上財政は、ここに全くゆきづまってしまったのである。



官吏の減棒を報ずる当時の新聞

## 第4節 ロンドン軍縮会議と減税

### 1 ロンドン軍縮会議

大正10年のワシントン会議で五大海軍国の間に戦艦に関する協定が成立し、日本は対米英6割にあたる艦船を保有することになっていた。その後それに代わる補助艦艇建造の競争が激しくなったので、昭和2年に至り日英米3国の間に第2回の海軍軍縮会議が開かれた。しかし、この会議は英米間の意見の衝突のため妥結に至らず、昭和5年1月に至って、新たにアメリカ大統領に就任したフーヴァーとイギリス労働党内閣の首班マクドナルドとの間に協議が成立し、イギリスが招請国となって再びロンドン会議が開催されることになった。

この会議は海軍の軍備をいかに制限するかという軍事上の問題を討議することを目的としたが、それとともにそれにより国費をどの程度節約できるかという点で、大きな財政的課題を決定すべき使命をもつものであった。浜口内閣は組閣直後発表した十大政綱にも、「軍縮の促進」を掲げており、それは財政政策とも関連する重要課題であった。浜口内閣は首席全権として若槻礼次郎を推薦し、その承諾を得た。井上蔵相のもとで緊縮政策を進めつつあった大蔵省はこの会議に大きな期待をかけ、若槻全権の使命達成に全面的に協力することになった。そして本省から随員として賀屋興宣主計局事務官を派遣し、ロンドン駐在の津島財務官もこれに参加させた。全権団の陣容は、全権として若槻首席のもとに財部海相、松平駐英・永井駐仏両大使が選ばれ、顧問として安保海軍大将以下海軍随員6人、陸軍随員1人、内閣1人、外務3人、大蔵2人という構成であった。

この会議に臨むにあたり、海軍側は巡洋艦対米7割、潜水艦78,000トン保有を強く主張した。政府は対米7割に基づいた「三原則」を訓令したが、主張どおりに7割をあくまで確保するとは公言しなかった。大蔵省の賀屋随員の考え

は、海軍側の対米7割主張を取り入れても、日英米に仏を加えて各国とも保有水準を低くする協定を結べば、日本の軍備規模を縮小できるという考えを持ち、途中の船中でその提案をしたが、海軍側の受け入れるところとはならなかった。

会議での主要な対立は日米間にあった。いくたびか決裂に瀕したほど会議は難行したが、結局大型巡洋艦対米6割、軽巡洋艦・駆逐艦7割、潜水艦対米同量の52,700トンで日米間に妥協案が成立した。この条約は1936年までの暫定的なもので、それ以降の各国保有水準は次の会議で検討されるというものであった。若槻全権から請訓電報を受け取ると海軍側はこの妥協案に強く反対し、浜口内閣と海軍軍令部との折衝は難航した。しかし結局閣議は満場一致妥協案を承認し、条約締結の訓令が発せられた。

ところがその直後、兵力量の決定は統帥事項であるから、海軍軍令部の同意せぬ回訓を發した措置は「統帥権干犯」であると海軍側に非難が上り、ここに統帥権問題が起こった。おりから開かれた第58議会でもこの問題は大きな論議をよんだ。こういう情勢の中で、昭和5年10月1日ようやく枢密院の承認を得てロンドン条約批准の運びとなったが、ロンドン条約をめぐる統帥権問題は、右翼と軍部の勢力とが結合し、超国家主義運動が政界の表面に現われ、やがては財政の健全化を守ろうとする大蔵大臣に対するテロにも発展するきっかけとなったのである。

### 2 軍縮による減税

浜口内閣がロンドン軍縮条約を積極的に締結した主要な理由は、これによって海軍の留保財源が浮くことを期待し、その財源を国民負担の軽減に充当させることであった。

ところが海軍側はこのロンドン条約に基づく兵力量の欠陥を、条約に許された範囲内で軍備の充実を図るのはもちろん、制限外艦船、航空機の充実、あるいは条約に規定されない軍事施設の拡充等を図りたい、こうした補充計画に留



ロンドン軍縮条約による減税の報道

保財源をあてる必要があるから、大蔵省の要求する減税財源に多くを割くことはできないという考えであった。とりわけロンドン条約で海軍側の主張が十分通されなかった不満は補充計画に反映し、大規模な補充計画を作製して井上蔵相に迫った。そこで6年度以降11年度までの建艦留保財源、5億0,800万円を補充計画と減税財源にどう配分するかが問題となった。

6年度予算の編成に際し、安保海相が請求した補充計画要求額は5億2,500余万円であったが、これに対して大蔵省の査定額は3億2,500余万円、約2億円の削減であった。この査定には海軍側はもちろん不服であり、大蔵・海軍両省の間で約1ヵ月間折衝が行なわれた。その結果6年11月9日に至り両者の協議が成立し、留保財源のうち3億7,400万円を補充計画に、残額1億3,400余万円を減税にふり向ける。ただし、補充計画はこれでは不十分であるから、兵力量不足については昭和11年度以降に実現することにし、財政計画上に財源を留保すべしという条件付で話がまとまった。

そこで直ちに井上蔵相は主税局長に減税案の作成を命じた。主税局ではかねて種々なる場合を想定して減税計画を練っていたので、日ならずして減税案が

まとめられた。減税の種目は地租、営業収益税、織物消費税、砂糖消費税の4税種に限ることとし、減税方法、減税率等について最終的に12月16日の閣議で減税の大綱を決定し、発表した。その減税計画を表5-1に掲げた。

この減税措置の中には、民政党の年来の主張である地租の課税標準を地価から賃貸価格に改めるという地租改正が含まれている。これよりさき大正15年の税制整理に際し、課税標準を賃貸価格に改める計画のもとに「土地賃貸価格調査法」が制定され、大蔵省では全国税務機関を通じて昭和2年末までに土地賃貸価格の調査を完了していた。この課税標準の改訂によると、市街宅地の地租負担はかなり重くなるため、軍縮による減税を行なってもその負担の程度は少し軽くなるにすぎないことになる。井上蔵相はこの点を懸念し、地租改正を見合わせることを考えたが、事務当局は地租改正と減税を同時に実行することを

第5-1表 減税計画

(単位：千円)

税目	減税率	金額
地租	平年度 課税標準を地価から賃貸価格に変え4.5%から3.8%に引き下げる。	10,810
	昭和6年度 賃貸価格の4%。	6,770
営業収益税	平年度 現行率より0.2%引下げ、個人2.6% (純益千円以下は2.2%)、法人3.4%。	4,615
	昭和6年度 個人2.8% (純益千円以下は2.5%)。	1,214
織物消費税	平年度 税率を10%から9%に下げ、免税範囲を下級織物に広げる。	4,136
	昭和6年度 施行期日を6年12月1日とする。	911
砂糖消費税	平年度 各種を通じて税率を引き下げ、とくに下級糖に軽減割合を多くする。	6,059
	昭和6年度 施行期日を7年1月1日とする。	217
減税額合計	平年度	25,622
	昭和6年度	9,113

出典：昭和5年12月17日付新聞発表、大蔵省昭和財政史編集室『昭和財政史』第5巻「租税」40ページにより作成。

主張し、結局事務当局案を承認して、第59議会に提出した。議会では減税額が少ないこと、とりわけ都市生活者の負担が重くなる点を野党政友会が攻撃し、この減税案の議会通過はきわめて難航することになった。

また営業収益税については、原案では一律軽減方式をとり、ただ純益1,000円以下の者に対しては100円を控除した額を課税標準にしていた。しかしこの案にならって府県営業税、特別地税にもこれに相当する減税を行うときは、地方財政に大きな減収をきたすとの理由で内務省から反対意見が出された。そこで交渉の結果原案を修正して、税率を2段階に分けることになったものである。

## 第5節 金解禁の影響とその対策

### 1 金解禁と世界恐慌の影響

浜口内閣が金解禁政策をとったのは、金本位制度下の正常な経済状態を基礎にして日本経済を世界経済の水準に引き戻し、それによって財界の根本的建て直しをする以外に、慢性的不況を打開して新しい活路を見いだす途はないと考えたからである。金解禁に伴うデフレーション政策によって経済界に一時的な混乱は生ずるけれども、その過程で日本経済の国際的競争力が強まり、また為替相場が安定することによって、新たな経済的発展が期待されていた。いよいよ金輸出解禁の実施に踏み切るにあたって、最も心配された資金及び正貨の流出についても、井上蔵相は十分な確信をもっていた。すなわち、

「外国の金利は数年来比較的高いのに、日本の金利は昭和3年以来異常に安いのであるから金解禁が出来て為替相場が安定したならば日本の資金が外国に流出するであらう。その結果我国の金利が高くなり、株券が下り、公債も社債も下って、我国の経済界に非常な打撃を与えるであらうと云ふことが、世人一般の心配になったところであるが、10月末から英米共に金利は段々に低落して11月10日になると日本の金利が外国の金利より寧ろ高いと云ふ事情になったから、その虞は更になくなった。」

「世人は金解禁が出来たならば、正貨が急激に巨額に積出され、その結果は経済界に非常な打撃を与えると云って心配しているが、政府は自己の手許に3億円、尚クレジットによって借り得る金が1億円、合計4億円の金を持ってゐるのであるから、この在外資金を為替資金として利用すれば、日本の経済界に急激な変化を与えるやうなことをせずとも必ず済む。」

という見通しにたっていたのである（『井上準之助演説集』）。

この確信の背景には、世界各国が金本位制のもとで経済発展を続けるという

見通しがあったに違いない。しかし、日本が金解禁に踏み切ったとき、世界経済はすでに不況局面に突入していた。昭和4年10月にはニューヨークの株式市場は大暴落し、それを契機にしたアメリカの恐慌は次々に欧州諸国にも波及しつつあった。「不景気といふものは、決してさう長く続くものではない」との井上蔵相の判断にもかかわらず、この世界的不況は金解禁政策に深刻な影響を及ぼし、この政策が日本経済の不景気を打開するという期待を大きく狂わせることになったのである。

こうした情勢のもとで金解禁の影響がまず第一に現われたのは、正貨の流出であった。解禁の結果、正貨の流出はある程度やむをえないところとされていたが、その額は予想以上の巨額となった。これはアメリカのナショナル・シティ・バンクをはじめ内外の銀行が盛んに正貨を持ち出したからである。流出高は5年1月以降6月末までに2億3,000万円に及び、なおその後もしだいに累増して6年には4億1,000万円、計7億円を超えたのである。これに伴って日銀の正貨準備は急減し、解禁当時の10億7,300万円が、5年中に約2億円、6年末までに6億4,300万円も減少した。正貨の流出は当然通貨の収縮をもたらした。日銀券発行高は5年中に年末を除くと約2億円を減じ、6年にはいってさらに減少をたどった。信用の縮小、金融の逼迫は深刻化した。

このような正貨の流出、通貨の収縮はさらに物価の下落をもたらす。為替相場の急速な回復と不況とが重なって、物価水準は昭和5年には対前年比17%、同6年には15%の下落となった。ことに当時日本の重要商品であった生糸の下落はアメリカの恐慌の影響を受けて激しく、1年間に47%の下落であった。さらに解禁政策に深刻な影響を与えたことは、これだけ国内物価が下落してもなお、国際的には日本商品は依然割高であったという事実である。世界恐慌による世界物価の下落のため、もともと割高であった日本の物価が下落しても、なお国際的低水準には至らなかったからである。

このことは為替相場の回復によって輸出の増進を図ろうとした当初の見込みを全く狂わせてしまった。日本の輸出入額は減退し、5年には対前年比30%

減、6年には21%の減少となった。このような貿易の減退は、世界的不況に加えて銀相場下落による中国及びインドの購買力の減少、アメリカの不況、イギリスの金本位停止等によるものであった。そしてこういう貿易の不振に伴い、貿易外収入もあがらず、国際収支は全く悪化した。

金解禁の影響は、直接には金融、貿易面に現われたが、これに伴って産業界にはなほだしい沈滞を余儀なくされた。その結果、生産制限が強化され、主要産業の操短は4割ないし5割に及んだ。事業会社のうち解散したもの、減資したものは多数に上り、株価の低落もはなほだしかつた。こうして日本経済全体が停滞に陥り、商取引の減少、生産の減少、事業会社の経営難、失業者の増加等を結果したが、特に農村への影響は深刻であった。不況により生糸貿易は不振に陥り、糸価の崩落はまた養蚕農家に非常な打撃を与えた。米の大豊作はかえって米価の下落をまねき、農村の窮乏をいっそう促進することになった。

## 2 不況対策

このようにして金解禁後の財界不況は、当初の予想を越えて進行し、事業の不振、倒産、失業の増加、農村の窮乏、中小企業の困窮等の社会問題を起こす事態に発展した。そこで大蔵省は、一方において金本位制経済の維持に努めるとともに、他方においてはこれら打撃を受けた分野に対してもそれぞれ対策をたてねばならなかった。財政面からの不況対策の主なもの、救済のための財政資金の支出及び大蔵省預金部資金の融通であるが、緊縮政策を堅持する立場にある大蔵省としては、これらの資金をもってする直接的政策は緊縮政策の枠内に限定せざるをえない。特に租税収入の減少、非募債方針という状況下では、財政力の余裕は少なかった。やむをえず公債・借入金財源をもって失業救済、農村対策にのり出したが、それでも資金は不足がちで、その効果は限定的であった。

浜口内閣は組閣早々に金解禁に伴う不況を予想して社会政策審議会を設置し、ここで失業救済、労働組合法、小作問題、船員保険法等の問題を検討した

が、大蔵省は非募債政策を強行しなければならなかったから、審議の成果を具体的に予算化することができなかった。ようやく昭和6年度予算において非募債の建前を緩和して、失業公債3,600万円（道路公債及び失業救済事業公債）を発行し、それに地方団体負担分550万円を合わせて4,150万円の失業対策が実施された。だが一般会計の道路事業における救済対象としては、国勢調査に基づく失業者数32万人から、帰農者を除く要救済失業者数を11万9千余人とし、しかもこれらの人々が1年の3分の2就労した場合の延べ人員2,868万人の約2分の1、延べ1,371万に限定したのだから、この対策の効果は十分ではなかった。

農業恐慌対策では、米価及び糸価の維持が当面の問題であった。米価の調節は、米穀需給調節特別会計（大正12年設置）による政府の米の買入れを通じて行なわれていたが、昭和年代にはいって米価の低落が続いたため、政府は米価維持のため米の買入れを増加せざるを得なくなった。この結果、米穀会計の赤字は増大し、本会計の借入金及び米穀証券発行最高限度は制定当初2億円と規定されていたものが、昭和4年には2億7,000万円に拡張され、井上財政下でも、6年にはいりこれをさらに3億5,000万円に広げた。米価を維持するためには、米穀証券の思いきった発行による米の買入れが必要であったが、米穀証券の累積は緊縮政策を崩すことになるため、大蔵省は拡張を極力抑えた。当時6年末ごろには1億5,000万円と推定されていた米穀会計の赤字を一般会計で負担し、米穀会計の負担を軽減するという案が議会で問題になったが、結局、「米穀法」の改正により、米穀の輸出入を許可制として外米の内地米への圧迫を防ぐこと、政府が米の買入または売渡しの最低・最高価格を決めることを規定し、また買入代価として交付発行する米穀証券の借換えのために、政府による借入金及び1年以内の米穀証券を発行できるような暫定措置がとられたにすぎない。糸価については、田中内閣の時に「糸価安定融資補償法」が制定されていたが、5年3月には糸価の惨落をきたし、浜口内閣はついに同法を適用することにした。そして生糸業者に融資した銀行の損失を補償するため、昭和6

年度には交付公債2,461万円の発行が計画された。

租税、公債等一般財源をもって行なう対策が緊縮政策により大きく制約されていたため、不況対策は預金部資金に依存することになった。金融恐慌以来銀行への不信が高まって国民の貯金は預金部に集まり、その資金量は急増したので、預金部資金は財政政策を進めるうえで新たな資金源となった。大蔵省は金解禁の準備期にはこの資金を在外正貨補充やクレジット設定援助に利用したが、解禁後はこれを大量に救済融資に活用したのである。こうして昭和4年から6年にかけての3年間は、預金部にとってきわめて多忙な年となった。この3年間に預金部から融資された資金は、地方資金が非常に多く、融通件数は内外地合わせて48件、融資額は3年間に約7億4,000万円となった。地方資金の融資の重点は失業対策関係資金、農村対策関係資金、中小商工業資金、地方財政の救済補強資金におかれ、預金部資金は不況対策の中心的役割を果たすことになったのである。

### 3 解禁下の金融行政

一方、金解禁の影響により金融は梗塞して、事業会社の不振、倒産、株価の低落、銀行の営業悪化等、財界不況をまねいたが、大蔵省は金融面でも各種の行政的措置を講じ、この金融梗塞を緩和することに努めた。

その一つは郵便貯金の利子引下げである。金融界では貸出抑制が変態的金融恐慌を生み、一般金利が低下したため、政府に郵便貯金の利下げを要求していた。一般的には金本位擁護のために高金利政策がとられていたが、大蔵省は、郵便貯金の利下げは預金部にとっても資金コストの低下となり、自然貸出金利を引き下げる余地を生ぜしめるという見地から利下げを決定した。そして5年10月から郵貯利子を6厘方引き下げ、これに伴って預金部資金貸付利子の引下げも行なった。これにより預金部の低利融通の積極化が図られたのである。

さらに財界不況の打開策として緊急な問題は、事業会社の金融難に対する対策であった。財界不況により見通し困難なときに市中銀行が積極的に融通にの

り出すことは至難であるが、不況打開のためにはどうしても金融疎通を図らねばならない。そこで政府はなんらかの行政的措置を講ずる必要に迫られた。しかし、国家資金の投入は緊縮政策を崩すことになるので、その対策は興業銀行の機能を活かし、あるいは金融界に働きかけて政府の政策に協調するよう誘導するという、間接的な行政指導に重点がおかれた。井上蔵相は特殊銀行たる興銀に対し、国家代行機関として事業会社救済に積極的にのり出すことを期待し、興銀が多額の危険を冒して積極的行動に出ることに反対の意向を示した鈴木総裁を更迭して結城豊太郎を任命した。これによって興銀は政府の政策に協力して、救済融資に積極的な活動を開始した。事業界の危機と目された5年末の金融対策には、興銀の事業融資機能が全面的に発揮され、大蔵省は興銀に対して興業債券発行限度を拡張することを認め、その融資能力を強化した。興銀はその後も引き続き、預金部の融資、利子補給等政府からのバックをもって事業金融に進出し、金融行政の一翼をになうことになった。

これと同時に、金融業者に対して産業金融に協力するよう呼びかけた。当時事業会社は金融難に悩む一方、金融界では多くの預金を抱えながら、優良な貸出先を見いだすことができず、運用難に当面する状態であったから、事業会社と金融界との資金の流通を図ることが財界不況の打開策として最も必要とされた。そこで政府は5年6月、日銀に東西シンジケート銀行を招き、その席上、井上蔵相は「事業会社に対する現在の債権たると新規貸出たるを問はず、産業合理局の専門家に調査せしめ、その結果によって金融業者は積極的に援助して貰いたい。又銀行家としては進んで事業会社の整理並びに合理化を誘導し、その目的を達成せしめて欲しい」と要請した。この要請に答えて銀行家側は有力金融機関が共同して被融通会社の経営を積極的に指導し、その合理化を促進する目的をもって融資連盟を結成した。またこの融資連盟結成を期として、資金融通の申込みのあった事業会社の内容調査を行なうとともに融通を受けた事業会社に対しても調査監督を行なうため、各種の金融業者を網羅した共同調査機関ともいべき産業調査協会が5年10月設立された。次いで同月生命保険会社

も井上蔵相の斡旋によって、株式崩落の食い止めに目的とする生保証券株式会社を設立し、32社がこれに賛成し参加した。

このようにして事業資金の供給を図るための対策は、政府が金融機関の自治的協調を促し、これを契機として財界みずからが連盟融資や産業調査協会の活動を通じて資金の融通にのり出すという経路がとられたのである。この連盟融資においては、融資銀行が各事業会社に対してその経営内容に関与することが条件になっており、金融機関がこの融資を通じて企業の合理化を促進する役割を果たすことになった。浜口内閣は産業合理局を設置して産業の合理化政策を進めていたのであるが、金融機関の自治的協調による融資はこの合理化政策を金融面から促進する意味をもっていた。

資金の供給を図る立法措置としては、「不動産抵当証券法」（昭和6年法律第15号）の制定があげられる。不動産抵当債権の資金化はこれまでも強い要望が出され、しばしば問題とされたが、具体的対策が実現しなかったものである。財界不況の結果として全国の銀行の営業が不振に陥ったが、なかでも地方銀行は農村不況の影響で窮迫著しく、休業が相次いだ。従来地方銀行においては不動産融資がきわめて多く、その弊害は早くから指摘されていたが、不況の深刻化により不動産貸付けの固定化が地方銀行にとって大きな重圧となった。そこで抵当権の証券化により、地方銀行を救済するとともに、将来の不動産金融を発展させる措置として、井上蔵相は多年の懸案であった抵当証券法並びにそれに伴う不動産銀行の業法改正を金融制度調査会に提案した。この法案は第59議会で成立し、大蔵省は昭和6年8月からこれを施行した。